

IV 費用

1. 介護保険

(1)基本単価

所要時間	資格	料金	基本利用料（利用者負担額）		
			1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	看護師・保健師	3,120 円	312	624	936
	准看護師	2,810 円	281	562	843
30分未満	看護師・保健師	4,690 円	469	938	1,407
	准看護師	4,220 円	422	844	1,266
30分～1時間未満	看護師・保健師	8,190 円	819	1,638	2,457
	准看護師	7,370 円	737	1,474	2,211
1時間～1時間30分未満	看護師・保健師	11,220 円	1,122	2,244	3,366
	准看護師	10,100 円	1,010	2,020	3,030
1回あたり20分	理学療法士等	1回 20分あたり 2,970円			

(2)加算減算(介護報酬)

加算の種類	単位数	料金	基本利用料（利用者負担額）			要件
			1割負担	2割負担	3割負担	
夜間・早朝加算	基本単価の25%/1回		所要時間で計算			夜間(午後6時～午後10時)、早朝(午前6時～午前8時)に訪問看護を行った場合
深夜加算	基本単価の50%/1回		所要時間で計算			深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅰ)	254	単位/1回 2,540 円	254	508	762	複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	402	単位/1回 4,020 円	402	804	1206	複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	単位/1回 2,010 円	201	402	603	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の訪問看護を行った場合
	317	単位/1回 3,170 円	317	634	951	看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の訪問看護を行った場合
長時間訪問看護加算	300	単位/1回 3,000 円	300	600	900	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合
事業所と同一の建物に居住する利用者に対する提供減算	基本単価の10%を減算(90/100を算定)		所要時間で計算			事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物、もしくは同一の建物に居住する利用者、または1月あたり同一の建物に居住する20人以上の利用者にサービスを提供した場合
緊急時訪問看護加算	574	単位/1月 5,740 円	574	1,148	1,722	事業所が利用者の同意を得て、24時間連絡体制と、必要に応じて緊急訪問を行う体制にある場合
特別管理加算(Ⅰ)	500	単位/1月 5,000 円	500	1,000	1,500	特別な管理を必要とする方に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合
特別管理加算(Ⅱ)	250	単位/1月 2,500 円	250	500	750	
ターミナルケア加算	2,000	単位/1月 20,000 円	2,000	4,000	6,000	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合
初回加算	300	単位/1月 3,000 円	300	600	900	新規利用時、または過去2ヶ月間に利用がない場合、訪問看護計画書を作成した場合
退院時共同指導加算	600	単位/1回 6,000 円	600	1,200	1,800	病院等に入院入所している者が、退院退所するにあたり、療養上必要な退院時共同指導を行った場合
看護・介護職員連携強化加算	250	単位/1月 2,500 円	250	500	750	訪問介護員等に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時の対応について助言を行い、訪問介護員等と同行し、業務の実施状況を確認した場合、又は安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合

- ①介護保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- ②運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- ③運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)
- (3)介護予防訪問看護報酬

10.0 / 1単位

区分	時間数	サービス名称	単位数	介護報酬額(0)	利用者負担額(1割)X	利用者負担額(2割)X	利用者負担額(3割)X
基本補報酬	20分未満	予防看 I 1	301単位	3,010	301	602	903
	20分以上30分未満	予防看 I 2	449単位	4,490	449	898	1,347
	30分以上1時間未満	予防看 I 3	790単位	7,900	790	1,580	2,370
	1時間以上1時間30分未満	予防看 I 4	1084単位	10,840	1,084	2,168	3,252
	1時間30分以上(特別加算)	予防看 I 4・長	(予防看 I 4) +300単位	13,840	1,384	2,768	4,152
	1回あたり20分	予防看護 I 5 理学療法士等	1回 20分あたり 2,970円				
加算	特別管理加算	予防訪問看護特別管理加算1	500単位	5,000	500	1,000	1,500
		予防訪問看護特別管理加算2	250単位	2,500	250	500	750
	初回加算	予防訪問看護初回加算	(新設) 300単位	3,000	300	600	900
	退院時共同指導加算	予防訪問看護退院時共同指導加算	(新設) 600単位	6,000	600	1,200	1,800
予防訪問看護サービス提供体制加算		6単位	60	6	12	18	

## 2. 医療保険

### (1) 基本単価

区分(精神科以外)		料金	基本利用料(利用者負担額)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本療養費 (I)	保健師、看護師、 助産師、PT/OT/ST  (一日につき)	週3日目まで	5,550 円	555	1,110	1,665
		週4日以降 (PT/OT/ST除く)	6,550 円	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費(Ⅲ)		基本入院中 1回の外泊時	8,500 円	850	1,700	2,550
訪問看護管理療養費(一日につき)		月の初日	7,440 円	744	1,488	2,232
		月の2日目以降	3,000 円	300	600	900
乳幼児加算		6歳未満	1,500 円	150	300	450
難病等複数回訪問加算		一日2回	4,500 円	450	900	1,350
		一日3回	8,000 円	800	1,600	2,400
長時間訪問看護加算(基本週1回迄)			5,200 円	520	1,040	1,560
退院時共同指導加算			8,000 円	800	1,600	2,400
退院支援指導加算(適応時)			6,000 円	600	1,200	1,800
在宅患者緊急時カンファレンス加算(適応時/月2回迄)			2,000 円	200	400	600
訪問看護情報提供療養費(月1回)			1,500 円	150	300	450
24時間対応体制加算(月1回)			6,400 円	640	1,280	1,920
特別管理加算 I(月1回)			5,000 円	500	1,000	1,500
特別管理加算 II(月1回)			2,500 円	250	500	750
夜間・早朝 訪問看護加算			2,100 円	210	420	630
深夜訪問 訪問看護加算			4,200 円	420	840	1,260
緊急訪問 訪問看護加算			2,650 円	265	530	795
複数名訪問 訪問看護加算(看護師等)			4,500 円	450	900	1,350

①医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1~3割)

②運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

③運営のサービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

### 3. その他の費用

①交通費・・・ 介護保険による介護サービスの場合は不要です。

※通常実施地域(事業所から10km)以外の地域の場合は、10kmを超えてから1キロメートルにつき15のご負担となります。

②衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様でご用意ください。

※当ステーションで準備する場合、実費負担となります。

③交通費、衛生材料費など利用者負担金は、1-①もしくは2-①とともに、翌月の15日すぎに請求書をお送りしますので、現金もしくは口座振り込み・引き落としでお支払いください。

④上記の利用者負担金は、「月1回のサービス提供分で「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(9割)を請求することになります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。

利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

⑤その他の費用・・・サービスの実施に必要な自宅での水道・電気・ガス・電話などの費用は、利用者負担となります。